

県立特別支援学校高等部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書の採択について

（提案理由）

県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、県立特別支援学校高等部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書を採択する必要がある。

参考：関係法令条項等

○熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（12）県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

○県立学校における教科用図書採択の基本方針（平成27年6月改正）

3 教科用図書採択の方法

（3）教科用図書の採択

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。

特別支援学校で使用する教科用図書について

①【文部科学省
検定済教科書】
高等学校用
教科書目録に登載

②【文部科学省
著作教科書】
特別支援学校用
教科書目録に登載

③【一般図書】
理療・理容等専門書、
市販の絵本など

視覚障がい者用
聴覚障がい者用
知的障がい者用
の3区分

特別支援学校 教科用図書選定の手続きについて

文部科学省検定済教科書

文部科学省著作教科書

一般図書

① 校内選定委員会:6月～7月
各特別支援学校の、校長をはじめとする教員で構成
各校の児童生徒の実態に応じた教科書について協議・選定



② 特別支援教育課へ選定理由書を提出】
※本課で選定理由書の確認、とりまとめ

③ 教科書採択委員会(8月20日)
【委員】県立学校教育局長、関係課課長
【内容】資料(選定理由書、採択希望図書一覧)をもとに採択希望教科書に
ついて審議し、その結果を教育委員会に結果を報告

④ 9月 教育委員会